

議案第4号

八雲町選挙人名簿等の抄本の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

八雲町選挙人名簿等の抄本の閲覧に関する規程（平成17年八雲町選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(閲覧の申出)</p> <p>第4条 閲覧をしようとする者は、第2条第1号の場合<u>にあつては</u>選挙人名簿等抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第1号）を、同条第2号の場合<u>にあつては</u>選挙人名簿等抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第2号）を、同条第3号の場合<u>にあつては</u>選挙人名簿等抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第3号）を八雲町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出し、委員会の承認を得なければならない。</p>	<p>(閲覧の申出)</p> <p>第4条 閲覧をしようとする者は、第2条第1号の場合<u>には</u>選挙人名簿等抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第1号）を、同条第2号の場合<u>には</u>選挙人名簿等抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第2号）を、同条第3号の場合<u>には</u>選挙人名簿等抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第3号）を八雲町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出し、委員会の承認を得なければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

様式第2号を次のように改める

様式第2号(第4条関係)

その1

選挙人名簿等抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名

Ⓜ

住 所

電話番号

(申出者が政党その他の政治団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿等の抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員又は構成員である旨を記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申し出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申し出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考	添付資料 1 公職の候補者となろうとする者が申出をする場合は、公職の候補者になろうとする者であることを示す資料 2 政党その他の政治団体が申出をする場合は、政治資金規正法第6条第1項の規定による政治団体の届出書の写し及び当該政党その他の政治団体の政治活動の実績を示す資料 (規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号口に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

その2

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名

㊟

住 所

電話番号

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

承認法人に関する申出書

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 様

申出者 政党その他  
の政治団体  
の名称

代表者の氏名



主たる事務  
所の所在地  
電話番号

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

様式第3号を次のように改める

様式第3号(第4条関係)

その1

選挙人名簿等抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名



住 所

電話番号

(申出者が国等の機関である場合にはその名称を、申出者が法人である場合にはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿等の抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査・世論調査・学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には、併せて、閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には、併せて、閲覧者が当該法人の役職員又は構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の場合にはその名称を、委託者が法人の場合にはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備 考	添付書類 調査研究の概要及び実施体制を示す資料

その2

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名



住 所

電話番号

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

平成29年6月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久